

井原市インバウンド観光ツアー助成事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、外国からの観光客の誘致を促進し、地域資源の活用及び地域経済の活性化に資するため、訪日団体旅行を主催した国内外の旅行会社に対し、井原市インバウンド観光ツアー助成事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、井原市補助金交付規程（昭和34年井原市規程第1号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、市内での宿泊を伴う観光を含む訪日団体旅行（以下「ツアー」という。）を実施した国内外の旅行会社とする。

(補助対象事業)

第3条 補助の対象となる事業は、次の各号に掲げる全ての要件を満たすものとする。

- (1) 補助対象者が主催し、かつ、参加人数が20人以上のツアーであること。
- (2) 市内に宿泊し、かつ、市内の有料観光施設を2か所以上利用するツアーであること。
- (3) 宗教活動又は政治活動を目的としないツアーであること。

(補助金額)

第4条 補助金額は、1ツアーにつき100,000円とする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、ツアー催行の14日前までに、井原市インバウンド観光ツアー助成事業補助金交付申請書（様式第1号）に当該ツアー行程表を添えて市長に提出しなければならない。

(交付決定)

第6条 市長は、前条の交付申請書を受理したときは、その内容を審査し、交付の可否を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定に基づき補助金の交付を決定したときは、井原市インバウンド観光ツアー助成事業補助金交付決定通知書（様式第2号）を、不交付と決定したときは、井原市インバウンド観光ツアー助成事業補助金不交付決定通知書（様式第3号）をそれぞれ申請者に通知するものとする。

(補助事業の変更等)

第7条 前条第2項の規定による交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業の内容を変更しようとするときは、あらかじめ井原市インバウンド観光ツアー助成事業補助金変更承認申請書（様式第4号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の承認に際し、必要に応じて条件を付し、又は当該条件を変更することができる。

(変更承認)

第8条 市長は、前条の変更承認申請書を受理したときは、その内容を審査し、井原市インバウンド

観光ツアー助成事業補助金変更承認（不承認）通知書（様式第5号）により補助事業者に通知するものとする。

（実績報告）

第9条 補助事業者は、補助事業完了後、速やかに井原市インバウンド観光ツアー助成事業補助金実績報告書（様式第6号）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) ツアー行程表（実績）
- (2) 参加者数の実績が確認できる書類
- (3) 市内の宿泊施設及び有料観光施設に係る費用の領収書
（補助金額の確定）

第10条 市長は、前条の実績報告書を受理したときは、その内容を審査し、適正であると認めるときは、補助金額を確定し、井原市インバウンド観光ツアー助成事業補助金額確定通知書（様式第7号）により、補助事業者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第11条 補助事業者は、前条の通知を受けたときは、速やかに井原市インバウンド観光ツアー助成事業補助金交付請求書（様式第8号）を市長に提出しなければならない。

（補助金の交付）

第12条 市長は、前条の請求があったときは、速やかに指定された預金口座に振り込むことにより交付するものとする。

- 2 前項に規定する補助金の振込みに要する手数料は、補助事業者が負担する（国内金融機関の国内支店口座を指定した場合を除く。）ものとし、市長は、確定した補助金額から当該手数料を減じた金額を振り込むこととする。

（交付決定の取消し）

第13条 市長は、補助事業者が、次の各号のいずれかに該当するときは、市長がやむを得ないと認める場合を除き、補助金の交付決定を取り消すことができるものとする。

- (1) 虚偽その他不正な手段により、補助金の交付決定を受けたとき。
- (2) この要綱の規定に違反する事実があったとき。
- (3) その他市長が補助金の交付を不相当と認めるとき。

- 2 市長は、前項の規定による取消しをしたときは、井原市インバウンド観光ツアー助成事業補助金交付決定取消通知書（様式第9号）により、補助事業者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第14条 市長は、前条の規定により補助金の交付を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

（委任）

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。